

議案第66号

訴え提起前の和解について

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

訴え提起前の和解をする必要があるので、本案を提出いたします。

1 議決事件

訴え提起前の和解

2 裁判所

東京簡易裁判所

3 事件名

建物収去土地明渡請求和解申立事件

4 当事者

(1) 申立人 葛飾区

(2) 相手方 東京都葛飾区立石四丁目25番1号

有限会社プラザ商事

代表取締役 宋 倫培

東京都台東区上野五丁目25番7号三宝ビル2階

有限会社ヨシタカエムシーエス

取締役 吉田 晶博

5 和解の概要

(1) 相手方有限会社プラザ商事（以下「相手方1」という。）及び相手方有限会社ヨシタカエムシーエス（以下「相手方2」といい、相手方1と合わせて「相手方ら」という。）は、申立人に対し、東京都葛飾区立石四丁目560番20の土地（以下「本件土地」という。）について令和2年4月30日の経過をもって占有権原を喪失し、同

年5月1日以降権原なく占有していることを認める。

- (2) 申立人は、相手方らに対し、本件土地の明渡しを令和3年7月31日まで猶予する。
- (3) 相手方1は、申立人に対し、令和3年7月31日限り、本件土地上に存する家屋番号560番11の建物（以下「本件建物」という。）を収去して本件土地を明け渡す。
- (4) 相手方2は、申立人に対し、令和3年7月31日限り、本件建物から退去して本件土地を明け渡す。
- (5) 相手方らは、申立人に対し、連帯して、損害賠償金として令和2年5月1日以降本件土地の明渡済みまで1か月5万4,458円の割合による金員の支払義務があることを認める。
- (6) 申立人は、相手方1に対し、(5)の金員のうち、令和2年5月1日から(2)の明渡猶予期限までの損害金の支払義務を免除する。
- (7) 申立人は、相手方2に対し、(5)の金員の支払義務を免除する。
- (8) 相手方らが本件土地の明渡しを遅滞したときは、相手方1は、申立人に対し、(3)の日の翌日から明渡済みまで、1か月5万4,458円の割合による損害金を支払う。
- (9) 相手方らは、(3)及び(4)の期限までに物件の収去及び本件土地の明渡しを行わなかった場合、収去が完了していない物件（建物、工作物、建物内及び敷地内に相手方らが残置した動産）一切の所有権を申立人のために放棄し、申立人は、相手方らの費用負担において、物件の収去及び処分を行うことができる。
- (10) 申立人は、相手方1に対し、補償金残金として1億4,461万6,000円の支払義務があることを認め、物件の収去及び本件土地の明渡しが完了した後、支払う。
- (11) 申立人は、相手方2に対し、補償金残金として676万1,000円の支払義務があることを認め、物件の収去及び本件土地の明渡しが完了した後、支払う。
- (12) 申立人及び相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (13) 和解費用は各自の負担とする。